

合同会社

定 款

平成24年10月 1日 作成

合同会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. の販売
2. 前号に附帯又は関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名・名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

東京都 区 9丁目9番9号
有限責任社員 合同会社 金100万円

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行社員)

第6条 社員合同会社 は業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第7条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第4章 社員の入社及び退社

(入社)

第8条 新たに社員を入社させるには、総社員の同意を要する。

(任意退社)

第9条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合、各社員は1ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第10条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第6章 附則

(設立時の資本金の額)

第11条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金100万円とする。

(定款に定めがない事項)

第12条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社 設立に際し、有限責任社員 合同会社 の定款作成代理人である行政書士 佐野光男は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年10月 1日

有限責任社員 合同会社

上記有限責任社員1名の定款作成代理人

神奈川県綾瀬市小園南一丁目9番1号

行政書士 佐野光男